

2017年度 シラバス情報表示画面

科目コード : 51014 単位数 : 4

科目名	憲法人権論	科目責任者	花見 常幸
課題と試験担当教員			
履修方法	S スクーリング学習		
ナンバリング	CLAWP211		

■ 科目概要

この科目の前半のスクーリング授業では、日本国憲法の人権保障の部分を中心として、憲法に関する基本的な事項を講義するとともに、最新の憲法問題も紹介しながら、それらの問題を憲法の観点からどのように考えていくのかという思考プロセスを重視した講義を行います。その際、学説と主な判例の紹介もていねいに行い、できるだけ分かりやすい形で憲法的な見方や考え方についての理解を深めていく予定です。後半のテキスト学習では、スクーリング授業で学んだ日本国憲法の人権保障に関する基本的な見方や考え方を基礎としながら、さらに進んだレベルの人権保障に関する事項を学び、体系的な理解を深めていくこととなります。

■ 到達目標

授業概要のところでも述べたように、憲法の人権保障の部分を中心として、憲法に関する基本的な事項について体系的な理解を身につけるとともに、憲法や人権に関わる法律問題について、受講者一人ひとりが憲法の視点から自ら考えることのできる憲法的な考え方の基礎を養うことを目標とします。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
教科書第2部 人権論 第1章第1節	I 開講にあたって 1 この科目のねらいと学習方法 2 憲法とは、どんな法なのか？ II 人権宣言の歴史－戦後、「人権」の観念が復活したといわれるのはなぜか 1 身分的自由の宣言から普遍的な人権宣言へ 2 議会による国民の権利保障－人権宣言の外見化 3 社会権の登場－現代憲法の特徴 4 人権保障の国際化と違憲審査制革命
第1章第2節、第3節	基本的人権の考え方－「憲法上の権利」と「基本的人権」とは違うのか 1 「憲法上の権利」と「基本的人権」 2 「個人の尊厳」と人権の3つの属性 3 人権の分類とその意味
第2章第1節、第2節	憲法上の権利主体（1）－子どもの権利は、憲法ではどのように考えられているのか 1 「国民」とは何か－国籍法 2 憲法第3章の「国民」と天皇・皇族 3 憲法上の権利主体としての「子ども」－児童の権利条約 4 外国人の権利主体性－憲法第3章の表題は「国民の権利義務」
第2章第2節、第3節	憲法上の権利主体（2）－なぜ、外国人には選挙権が認められないのか、会社にも政治活動の自由があるのか 5 どんな種類の権利が外国人に認められないのか 6 参政権の問題 7 権利保障の程度 8 法人の権利主体性－「法人」に、人間としての基本的な権利である「人権」を認めることはできるのか 9 法人に適用できる権利規定 10 権利保障の程度－とくに政治献金の自由の問題 (1) 任意加入団体である会社の場合 (2) 強制加入団体の場合

学習範囲 該当する章など	学習内容
第3章第1節	憲法上の権利の限界－「公共の福祉」（13条）は人権を制限するマジック・ワードか 1 憲法上の権利の限界と「公共の福祉」 2 比較衡量論 3 「二重の基準」論 4 3つの違憲審査基準 ＊この5回目までについては、自宅等でDVDによる学習を済ませておいて下さい。
教科書第1部 総論 第1章第2節	「憲法」という法とその学習法 ＊メディア授業の理解度を確認するための小テスト実施 1 憲法とは、どんな法なのか？ （1）比較的新しい言葉としての「憲法」－「固有の意味の憲法」 （2）憲法と六法の他の法律との最大の違いは何か？－「立憲主義憲法」 （3）「人権の法」としての憲法 2 憲法学習のポイント （1）大学の専門科目としての「憲法」科目が難しい理由 （2）九学のすすめ
第2部 人権論 第4章第1節、第2節、第3節	幸福追求権－個人情報とプライバシーは違うのか。 1 幸福追求権 2 プライバシーの権利－何が法律上保護されるプライバシーか 3 自己情報コントロール権（情報プライバシー権） 4 自己決定権－輸血の拒否は、自己決定権として認められるのか
第5章第1節、第2節	法の下での平等（1）－女子大は性別による差別にならないのか 1 法的平等とは何か－「等しいものを等しく扱うこと」 2 不合理な差別の禁止 （1）平等の意味 （2）違憲審査基準－例示説と特別意味説
第5章第3節	法の下での平等（2）－田舎の人の1票が、都会の住人の5票分の「重さ」をもつことは許されるのか 3 14条1項後段の列挙事項：人種、信条、性別、社会的身分、および門地による差別 4 具体的事件の検討 （1）尊属殺重罰規定 （2）議員定数の不均衡
第6章第3節1	信教の自由と政教分離（1）－信教の自由は、基本的人権の中でもとくに重要な権利とされるのはなぜか 1 信教の自由（20条1項前段、2項） （1）意義 （2）宗教の意味 （3）信教の自由の内容 （4）限界 （5）判例の検討
第6章第3節2、3	信教の自由と政教分離（2）－政教分離とは、政治と宗教との分離なのか 2 政教分離の原則（20条1項後段、3項、89条） （1）国家権力と宗教との関係 （2）国家と宗教との分離としての政教分離 （3）目的・効果基準 （4）判例の検討 3 両者の関係－宗教上の理由による剣道実技拒否は認められるのか
第6章第4節1、2	表現の自由（1）－教科書検定は、憲法の禁止する「検閲」（21条2項）ではないのか 1 表現の自由（21条）と「二重の基準」論 2 表現の自由の規制立法に関する違憲審査基準 （1）事前抑制の原則禁止と検閲の禁止 （2）明確性の原則 （3）表現内容に基づく規制 (a) せん動表現 (b) わいせつ表現

学習範囲 該当する章など	学習内容
第6章第4節3	<p>表現の自由（2）－「第4の権力」とは (c) 名誉毀損表現とプライバシー侵害 (4) 表現の時、所、方法に基づく規制 ・戸別訪問禁止規定（公職選挙法138条）</p> <p>3 「知る権利」 (1) 送り手の権利から受け手の権利へ (2) 政府情報公開請求権</p> <p>4 マス・メディアの報道の自由と市民の人権保障 (1) 「第4の権力」としてのマス・メディア (2) 「アクセス権（マスメディアを利用しての意見表明権）」の1つとしての「反論権」</p> <p>5 報道の自由と取材の自由</p>
第7章第1節、第2節	<p>職業の自由－薬局と銭湯では、なぜ憲法による取り扱いが違うのか</p> <p>1 職業の自由 (1) 意義とその制限の根拠 (2) 違憲審査基準－規制目的二分論とその問題点</p> <p>2 財産権 (1) 保障の意味とその制限 (2) 補償の要否と「正当な補償」（29条3項） ・補償の要否－「特別な犠牲」にあたるか ・相当補償説と完全補償説</p>
第3章第2節1、2	<p>公法上の特別な法律関係（1）－公務員の政治活動が制限される根拠は何か</p> <p>1 特別権力関係の理論 (1) 特別権力関係の理論とは (2) その問題点</p> <p>2 公務員 (1) 公務員の人権の制限の根拠 ・憲法秩序構成要素説</p>
第3章第2節2、3	<p>公法上の特別な法律関係（2） (2) 政治活動の自由の制限と合憲性 ・国家公務員法102条と人事院規則14-7による 政治活動の全面禁止 ・猿払事件1 審判決と最高裁判決の検討</p> <p>3 刑事施設被収容（在監）者 ・公務員以上に大きな人権制限 ・よど号ハイジャック新聞記事抹消事件 判例：猿払事件(最大判昭49/11/6)、よど号ハイジャック新聞記事抹消事件(最大判昭58/6/22)</p>
第3章第3節	<p>憲法上の権利の私人間効力－会社や私立学校による権利侵害には、憲法は適用されないのか</p> <p>1 社会的権力による権利侵害と憲法 2 3つのアプローチ (1) 直接適用説 (2) 無適用説 (3) 間接適用説 3 間接適用説の適用 ・三菱樹脂事件と日産自動車事件 4 事実行為による人権侵害 5 私人間効力が認められる場合の類型化 (1) 私人の行為が憲法の明文上（または解釈上）私人も拘束する規定（公序的規定）に違反する場合 (2) 人権を侵害する側の私人が国家に類似するような存在である場合 判例：三菱樹脂事件(最大判昭48/12/12)、昭和女子大事件(最判昭49/7/19)、日産自動車事件(最判昭56/3/24)、小樽外国人入浴拒否事件（札幌地判平14/11/11）</p>
第6章第1節、第2節1、2	<p>思想・良心の自由（1）－国歌や国旗の強制は合憲か</p> <p>1 精神的自由－なぜ「優越的地位」なのか 2 内心の自由としての、思想・良心の自由（19条）－すべての精神的自由の前提となる自由 3 思想・良心の自由の意味（保障範囲） ・謝罪広告の強制は合憲か 判例：謝罪広告事件（最大判昭31/7/4）</p>

学習範囲 該当する章など	学習内容
第6章第2節3	<p>思想・良心の自由（2）</p> <p>4 保障の内容</p> <p>（1）特定の思想の強制の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国歌や国旗の強制は合憲か <p>（2）特定の思想をもつことを理由とした不利益扱いの禁止</p> <p>（3）沈黙の自由</p> <p>判例：「君が代」ピアノ伴奏拒否事件（最判平19/2/27）、「君が代」起立斉唱拒否事件（最判平23/6/14）、麴町中学内申書事件（昭63/7/15）</p>
第6章第4節3、4	<p>表現の自由（3）－放送には、新聞・雑誌など印刷メディアには許されない特別な規制が許されているのはなぜか</p> <p>1 放送の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送法による規制の根拠 ①電波の希少性 ②放送の特別な社会的影響力 ・放送メディアの多様化とインターネットの普及により、上記2つの根拠は弱いものになってきている <p>2 集会・結社の自由</p> <p>（1）集会の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館の使用許可申請が不許可とされた処分の合憲性：泉佐野市市民会館事件
第6章第4節4、5	<p>表現の自由（4）</p> <p>（2）集団行動の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団（デモ）行進の自由に対する公安条例による規制の合憲性：新潟県公安条例事件と東京都公安条例事件 <p>（3）結社の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破壊活動防止法5条と7条の合憲性 <p>3 通信の秘密</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信に関するプライバシーの保護 ・通信傍受法の合憲性 <p>判例：泉佐野市市民会館事件（最判平7/3/7）、新潟県公安条例事件（最大判昭29/11/24）、東京都公安条例事件（最大判昭35/7/20）</p>
第6章第5節	<p>学問の自由と大学の自治－大学構内への警察の立ち入りは、どんな場合に認められるのか</p> <p>1 学問の自由（23条）の根拠</p> <p>2 学問の自由の内容</p> <p>（1）学問研究の自由</p> <p>（2）研究発表の自由</p> <p>（3）教授の自由</p> <p>3 大学の自治</p> <p>（1）教員・研究者の人事の自治</p> <p>（2）施設・学生の管理の自治</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の自治と学生の地位 <p>（3）予算管理の自治</p> <p>判例：東大ボポロ事件判決（最大判昭38/5/22）</p>
第7章第3節	<p>居住・移転、外国移住、国籍離脱の自由－居住・移転の自由がもつ精神的自由の側面とは</p> <p>1 居住・移転の自由</p> <p>2 外国移住の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外旅行の自由を含む ・旅券法13条1項5号（現行法は7号）の合憲性（帆足計事件） <p>3 国籍離脱の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法11条1項 <p>判例：帆足計事件（最大判昭33/9/10）</p>
第8章	<p>人身の自由と適正手続の保障－死刑は憲法の禁止する「残虐な刑罰」（36条）にあたらぬのか</p> <p>1 奴隷的拘束および苦役からの自由（18条）</p> <p>2 適正手続の保障（31条）－デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）とは何か</p> <p>（1）手続きの適正と「告知と聴聞」</p> <p>（2）実体の適正と「明確性の原則」</p> <p>（3）行政手続と憲法31条</p> <p>3 被疑者の権利（33条～35条）</p> <p>4 刑事被告人の権利（36条～39条）</p> <p>判例：第三者所有物没収事件（最大判昭37/11/28）、成田新法事件（最大判平4/7/1）、高田事件（最大判昭47/12/20）、川崎民商事件（最大判昭47/11/22）</p>

学習範囲 該当する章など	学習内容
第9章	国務請求権－「賠償」と「補償」とは、どう違うのか 1 裁判を受ける権利（32条） （1）裁判を受ける権利の意義 （2）「訴訟の非訟化」の問題 2 国家賠償請求権（17条） ・17条の下で、公務員の不法行為により損害を受けた者は、国家の権力的作用、非権力的作用の双方について、損害賠償が求められることができる：具体的には国家賠償法による ・郵便法違憲判決 3 刑事補償請求権（40条） ・刑事裁判が手続上適法に行われた場合でも、無罪判決を受けた者に対して抑留や拘禁から生じた損害について補償すべき国家の責任を規定：具体的には刑事補償法による 判例：郵便法違憲判決（最大判平14/9/11）、在宅投票制度廃止国賠訴訟（最判昭60/11/21）、在外国民選挙権訴訟（最大判平17.9.14）
第10章第1節、第2節、第3節	生存権と教育を受ける権利－国家は、教育内容の決定にどこまで関与できるのか 1 生存権（25条） （1）意義 （2）法的性格（プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説） 2 環境権－新しい人権 3 教育を受ける権利（26条） （1）権利の性格と内容－子どもの学習権 （2）教育権の所在（国民教育権説と国家教育権説） 判例：朝日訴訟（最大判昭42/5/24）、堀木訴訟（最大判昭57/7/7）、旭川学テ事件（最大判昭51/5/21）
第10章第4節、第5節	労働基本権－派遣労働者はストライキを起こせるか 1 勤労の権利（27条） 2 労働基本権（28条） （1）意義と性格 （2）具体的内容 3 公務員の労働基本権の制限 判例：全通東京中郵事件（最大判昭41/10/26）、都教組事件（最大判昭44/4/2）、全農林警職法事件（最大判昭48/4/25）
第11章第1節、第2節	参政権（1）－選挙権は「純粋な」権利か 1 参政権 （1）参政権の意義 a)国会議員のリコールはできるか b)重要政策に関する国民投票制度は合憲か （2）請願権 ・現在、請願提出の行動は、直接民主制的要素を政治過程に導入するものとして、再評価されている 2 選挙権の意義と性質 ・選挙権の性質に関する2つの学説 ①「権利説」：選挙権は個人的権利（有力説） ②「二元説」：個人的権利であると同時に公務の性質を併せもつ（通説）
第11章第3節	参政権（2） 3 選挙制度 （1）選挙に関する基本原則 ①普通選挙の原則 ②平等選挙の原則 （2）選挙区制と代表の方法 ①多数代表法－小選挙区制 ②少数代表法－いわゆる中選挙区制 ③比例代表法－比例代表制 （3）現行制度（衆議院の小選挙区比例代表並立制）の問題点 判例：小選挙区比例代表並立制訴訟（最大判平11/11/10）、在外国民選挙権訴訟（最大判平17.9.14）

■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークを行う場合があります。

■ DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	日本国憲法の人権保障規定の解釈について、基礎的な理解の程度が問われます。
レポート	良いレポートの第1の条件は、レポート課題が何を要求しているのかを正確に理解した上で書かれたレポートであることです。 その上で、何が問題となるのかという問題意識を明確に示して、それに対する自分なりの答えを客観的な論拠に基づいて論理的に書いて行くことが重要です。

■ 評価方法

- スクーリング試験：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：憲法 改訂版
著者名：花見常幸・藤田尚則
出版社名：北樹出版
出版年：
版：
刷：
ISBN：

■ 参考書

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第6版）』有斐閣 2013年

■ 履修上のアドバイス

学生の皆さんの中には、他の法律科目とは異なり、憲法については、中学時代から学んでおり、それほど難しくない科目だと誤解をしている人がいるようです。しかし、大学における憲法の学習は、高校までとは全く違います。大学では、とくに人権分野では、他の法律に比べても大変に抽象度の高い条文を使って、具体的な事件をどのように解決するかという問題を中心に学ぶこととなります。こうした大学での憲法の学習を進めるためには、何より憲法の体系的な理解が必要となることから、教科書を何度も繰り返し読むことが大切です。また、憲法の具体的な適用場面を知るために判例の学習をしっかりと行うことも大切です。

■ 自習時間

<スクーリング学習>
スクーリング受講前にDVDで8時間学習して下さい。

■ 担当者のプロフィール

■東京都大田区出身、本学法学部1期卒業。法学部および法学研究科教授、法科大学院兼任教授、副学長補、通信教育部長、男女共同参画推進センター長。

■1992年から93年、米国ハーバード大学でvisiting fellowとして在外研究。

現在、八王子市情報公開・個人情報保護審査会会長、私立大学通信教育協会理事。

■専門は憲法学。研究テーマは、アメリカ憲法との比較の視点からのプライバシー権および精神的自由権（表現の自由・宗教の自由）の研究。